

## 令和7年度育児休業明け入所予約について（ごあんない）

港区では、年度途中に育児休業からの復職を予定している保護者の方を対象に、入所予約を実施しています。予約により入園できる時期は、満1歳の育児休業から復職する月の初日からとなります。

### <対象者> 次の全てを満たす方が対象です。

- (1) 区内に住民登録があり、現に居住していること。
- (2) 令和6年5月1日から令和7年4月1日までに生まれたお子さんを養育していること。
- (3) 育児休業法その他の法令による育児休業を取得し、お子さんの1歳の誕生日の前日以降かつ入所月中に復職すること。
- (4) 雇用保険法、その他の法令による育児休業給付金受給対象者であること。
- (5) **令和7年4月の入園申込みをしていないこと。（他区での申込みも含む）**

※産休明けの保護者や、上記の(3)の復職日以外の育児休業取得者は対象になりません。

※育児休業給付金の特例措置により給付金が受けられない方も、雇用保険料を支払っており、勤務実績が1年以上あれば、「育児休業明け入所予約」の対象になる場合があります。

※令和6年5月1日生まれで令和7年4月30日に復職する場合は、通常の令和7年4月入園となります。また、令和7年4月1日生まれで令和8年4月1日に復職する場合は、令和8年4月入園となります。

※お子さんが1日生まれで誕生日前月の入所予約を申し込む場合は、1歳の誕生日前日の復職が必要です。

### <選考方法>

受入予定数を超える申込みがあった場合は、港区保育利用調整基準に基づき、指数により調整します。

港区保育利用調整基準のうち「調整指数」の加算はしません。調整の結果、指数の高い方から承諾となります。

同一指数で受入予定数を超えた場合は、抽選により承諾者を決定します。（受入予定数以下の申し込みだった場合、上記<対象者>の全てを満たす申込児童全員が承諾となります。）

### <申込受付期間・抽選日>

対象児童の生年月日	郵送・電子 受付期間	窓口 受付期間	選考(抽選)日・結果発表日
令和6年5月1日～ 令和7年4月1日	令和7年3月6日～ 令和7年3月28日	令和7年3月6日～ 令和7年4月4日	令和7年4月10日

### <申込方法>

受付窓口	郵送・電子申請または各総合支所 区民課 保健福祉係 窓口 (※台場分室では受付していません)
窓口受付時間	月曜日～金曜日（祝日を除く）の8時30分～17時
提出書類	<input type="checkbox"/> 育児休業明け入所予約申込書〈区指定様式〉〔DL〕 港区公式ホームページからダウンロードできます。 <input type="checkbox"/> 「保育園入園のごあんない 令和7年度版」10～11ページの提出書類一式 <input type="checkbox"/> ハローワーク（公共職業安定所）の発行する「育児休業給付金支給決定通知書」のコピー（公務員の方は健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ、資格情報画面のいずれかのコピー） ※「育児休業給付金支給決定通知書」がお手元のない方は、雇用保険加入者証または雇用保険料の支払いがわかる給与明細等のコピー

### <注意事項>

- 申込みできる保育園は実施園の中から1園のみです。
- 双子は原則2人でひとつの抽選番号とし、当選した場合は2人そろって入園できます。1人しか入園できない順位での当選も想定されますので、申込時に1人だけでも入園するかどうかをお選びください。  
※双子以上のご相談ください。また、1人ずつの番号をご希望の方はお申し出ください。
- お子さんに障害や疾病がある場合、事前にご相談ください（医療的ケアのあるお子さんは対象外となります）。
- 受付期間を過ぎての希望園の変更はできません。
- 複数箇所勤務されている場合、育児休業給付金受給対象の勤務先の就労時間が選考の基準となります。
- 入所予約承諾後でも、入園月の前月の利用調整会議にて要件の確認をします。入園する前々月末までに最新の育児休業給付金支給決定通知書等のコピーの提出が必要です。
- 入園月の前月中に、面接・健康診断を受けたのち、正式な入園決定となります。
- 保育が必要な事由等が申込時と変わった場合やお子さんの健康状況によって集団保育に不適と判断された場合、入所予約承諾が取消となることがあります。
- 入所承諾後、入所月を変更することはできません。
- 入所予約承諾後の転園希望は認められません。実際に入園してから転園を希望することはできます。

- 選考にもれた方は入園希望月からの調整会議にかかります。
- 復職日が誕生日の翌日の属する月(月末)の場合、育児・介護休業法に基づく「1歳の誕生日時点で、保育所に入所を希望しているが入所できない場合」にはあたらないため、育児休業延長のために必要な待機通知の発行はできません。復職日については勤務先とよく相談してください。

### <実施園・受入クラス・予定数>

実施園	受入クラス	予定数	実施園	受入クラス	予定数
芝保育園	0歳児クラス	3名	伊皿子坂保育園	0歳児クラス	3名
神明保育園	0歳児クラス	6名	高輪保育園	0歳児クラス	3名
芝公園保育園	0歳児クラス	3名	白金保育園	0歳児クラス	3名
南麻布保育園	0歳児クラス	3名	神応保育園	0歳児クラス	3名
本村保育園	0歳児クラス	3名	しばうら保育園	0歳児クラス	6名
西麻布保育園	0歳児クラス	3名	こうなん保育園	0歳児クラス	3名
麻布保育園	0歳児クラス	3名	たかはま保育園	0歳児クラス	3名
飯倉保育園	0歳児クラス	3名	台場保育園	0歳児クラス	3名
東麻布保育園	0歳児クラス	3名	芝浦アイランドこども園	0歳児クラス	3名
元麻布保育園	0歳児クラス	6名	桂坂保育室	0歳児クラス	3名
赤坂保育園	0歳児クラス	3名	たまち保育室	0歳児クラス	3名
南青山保育園	0歳児クラス	3名	芝浦橋保育室	0歳児クラス	3名
青山保育園	0歳児クラス	3名			

### <入所予約Q & A>

Q 1. 入所予約承諾になった後、以下の状況になったときはどうなりますか。

- ① 出産前とは別の会社に復職予定日から勤務をすることになった。(会社の合併等を除く)
- ② 母が復職する時期に父が仕事を辞め、求職中になった。
- ③ 入所予約承諾後、祖父母と同居し、祖父母が面倒を見てくれることになった。
- ④ 復職予定前に妊娠し、復職せず産休に入った。
- ⑤ 復職前に区外に引っ越すことになった。
- ⑥ 1日2時間を超える育児短時間制度の取得や、制度利用後の勤務時間が1日6時間を下回るようになった。短日数で勤務(復職)することになった。
- ⑦ 1歳の誕生日の前日から入所月中に1度復職した後、育児休業対象児童の育児休業を(再)取得する。

A 1. 上記7例とも入所予約申込時と状況が変わっているため入所予約承諾は取消しになります。そのほかにも家庭状況の変化があれば必ずご連絡ください。

Q 2. 抽選前に申請者の数を聞くことができますか？

A 2. 当年度の人数についてはお答えできません。

Q 3. 父親も育児休業をとります。何か手続きが必要ですか。

A 3. 特に必要な手続きはありません。保護者のいずれもが、入所月に復職する必要がありますので、入所予約の申請時に育児休業中の保護者については、復職証明書を提出してください。

Q 4. 入所予約で不承諾になりました。再度申込みが必要ですか。

A 4. 入所希望月が変わらなければ再度申込みをする必要はありません。入園希望月を変更(前倒し)する場合は、「子どものための教育・保育給付認定申請書」及び「保育所入所等申込書」の提出が必要になります。ただし変更ができるのは、6月入園以降となります。

【問合せ先 各総合支所区民課保健福祉係】

芝地区 Tel03-3578-3161 麻布地区 Tel03-5114-8822 赤坂地区 Tel03-5413-7276  
高輪地区 Tel03-5421-7085 芝浦港南地区 Tel03-6400-0022